

### 蔵の街とちぎ Instagram フォトコンテスト



世界中で利用されているインスタグラムを活用した写真コンテストを開催！「蔵の街とちぎ」の魅力を再発見して、世界中に広めてみませんか？

- 募集期間** 11月1日(金)～12月1日(日)
- 対象** どなたでも
- 応募方法** (1) スマートフォン・タブレット端末でInstagramアプリをダウンロード。(2) 左のQRコードを読み取って「蔵の街を活かしたまちづくり研究会」のアカウント(@kuranomachi\_kenkyukai)をフォロー。(3) 蔵の街の魅力あふれる写真を撮影します。(4) 「#kuratochigi」のハッシュタグを付けて投稿

**応募部門** ①着物で蔵の街部門(着物を着て撮影した写真) ②ぶらり蔵の街部門(蔵の街とちぎの魅力あふれる写真) ③Welcome Tochigi部門(海外に向けて発信した写真) 各部門グランプリの方にとちぎ小江戸ブランド詰め合わせ1万円分相当をプレゼント。

※詳しくは市ホームページ「蔵の街課」をご覧ください。

**主催** 蔵の街を活かしたまちづくり研究会 **問合せ先** 蔵の街課 ☎(21) 2573

### 「小江戸とちぎきものの日」参加者募集

江戸情緒漂う蔵の街とちぎを着物で自由に散策してみませんか？ご自分の着物で散策コースのほか、着物レンタル&着付けのコースもご用意。当日は、蔵の街遊覧船の無料乗船など、市内の協力店舗で様々な特典を受けることができます。

**日時** 11月23日(土・祝) 9時30分～15時

**場所** とちぎ蔵の街大通り周辺

**対象** どなたでも(お子さんや男性の着物レンタル&着付けも可)

- 内容** ①ご自分の着物で散策コース(予約不要) 当日、開催時間内に、受付場所(蔵の街遊覧船待合所、横山郷土館、大買邸のいずれか)にて参加費をお支払いください。その後は自由に市内を散策ください(※着付けはご自身で行ってください)。
- ②着物レンタル・着付けコース(要予約) 横山郷土館にて、予約時に指定した時間に着付けを行います。その後は自由に市内を散策ください。

**参加費** ①は1,000円 ②は3,000円 **定員** ②は30名(申込先着順)

**申込** ②を希望の方は、11月1日(金)～20日(水)に横山郷土館 ☎(22) 0159へ申し込みください。

**問合せ先** 小江戸とちぎきものの日実行委員会(観光振興課内) ☎(21) 2373



### アップライトピアノを譲ってください

来年4月に開館予定の市民交流センターに設置するため、無償でお譲りいただけるアップライトピアノを探しています。

ご自宅などで使っていない・眠っているピアノはありませんか？ぜひご連絡ください。

**募集対象** アップライトピアノ(演奏可能なもの) 1台

**募集締切** 11月13日(水)まで(選考の上決定)

**応募方法** 生涯学習課まで電話にてご連絡ください。

※ご連絡いただいた方と日程等を調整し、ピアノの状態を確認に伺います。なお、調律・修理が難しいと判断される場合は、引き取りをお断りする場合があります。

※ピアノの搬送に係る費用は、市が負担します。 ※謝礼金などの返礼はありませんので、ご了承ください。

**問合せ先** 生涯学習課 (21) 2486



### 11月は「子ども・若者育成支援強調月間」

この時期にもう一度、青少年の健全育成について考え、具体的な活動を実践しましょう。

**困った時には青少年育成センターへ**

心配なこと・困っていることなど、ひとりで悩まず相談してください。相談内容の秘密は厳守します。

**問合せ先** 青少年育成センター(市役所本庁舎内) ☎(23) 6566

### 相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所/問合せ先
<b>弁護士相談(事前に要予約)</b> (弁護士が法的な見解等を助言)	11月8日(金)、22日(金) 12月13日(金)、27日(金) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122
※予約開始 12月分: 11/1(金)～ 1月分: 12/2(月)～ (各日8時30分より受付)	11月21日(木) 10時～12時	大平隣保館2階 相談室 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830
※同じ案件での相談は2回まで(異なる会場で相談しても同様)。	12月16日(月) 10時～12時	藤岡公民館 第1階 研修室 藤岡市民生活課 ☎(62)0905
	12月24日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館2階 会議室 都賀市民生活課 ☎(29)1124
	11月26日(火) 10時～12時	西方総合支所 1階 会議室 西方市民生活課 ☎(92)0308
	12月19日(木) 10時～12時	岩舟総合支所 1階 相談室 岩舟市民生活課 ☎(55)7763
<b>法律相談(事前に要予約)</b> ※栃木市社会福祉協議会主催	11月5日(火)、19日(火) 9時～12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館 /社会福祉協議会大平支所 ☎(43)0294
<b>宅地建物相談(予約開始: 11/1(金)8時30分)</b> (売買や賃貸借、所有と管理)	11月15日(金) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122
<b>市民相談</b> (日常生活の問題など)	月～金曜日 9時～17時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122
<b>消費生活相談(商品やサービスなど消費生活全般)</b>	月～金曜日 9時～16時	入舟庁舎/消費生活センター ☎(23)8899 FAX(23)8820
<b>合同相談</b> (行政相談・人権相談)	11月12日(火)、26日(火) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎(21)2122
◆移動県民相談も同時開設	◆11月21日(木) 10時～12時	大平総合支所 1階 相談室 大平市民生活課 ☎(43)9211
	◆12月11日(水) 10時～12時	藤岡公民館 1階 研修室 藤岡市民生活課 ☎(62)0905
	12月24日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館2階 大会議室 都賀市民生活課 ☎(29)1124
	11月26日(火) 13時30分～15時30分	西方公民館2階 小会議室 西方市民生活課 ☎(92)0308
	12月19日(木) 13時30分～15時30分	岩舟総合支所 1階 相談室 岩舟市民生活課 ☎(55)7763
<b>人権相談</b>	月～金曜日 8時30分～17時15分	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830 厚生センター ☎(24)2444 人権・男女共同参画課 ☎(21)2161
<b>配偶者等からの暴力(DV)相談</b>	月～金曜日 9時～16時	配偶者暴力相談支援センター ☎(21)2218
<b>いじめ相談電話</b>	月～金曜日 9時～17時 ※土日祝日・時間外は留守電・FAX	本庁舎/青少年育成センター ☎(24)0667 FAX(21)2690
<b>青少年相談</b> (非行問題・不登校など)	月～金曜日 9時～17時	本庁舎/青少年育成センター ☎(23)6566 FAX(21)2690
<b>家庭児童相談(0～17歳の子どもとその家族)</b>	月～金曜日 9時～16時	本庁舎/家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎(21)2227
<b>児童虐待相談</b>	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/子育て支援課 ☎(21)2226 ※左記以外の時間は ☎189 (児童相談所全国共通ダイヤル)
<b>婦人・ひとり親家庭相談</b>	月～金曜日 9時～16時	本庁舎/子育て支援課 ☎(21)2229
<b>障がい児者相談(福祉サービスの利用・障がいを理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)</b>	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/障がい児者相談支援センター (障がい福祉課内) ☎(21)2219 FAX(21)2682
<b>就労支援相談(事前に要予約)</b> (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日13時～21時 ※祝日除く 第1・3土曜日17時～21時 第2・4月曜日13時～21時 第1・3土曜日13時～16時	栃木勤労青少年ホーム ☎(22)3113 大平勤労青少年ホーム ☎(43)5191
<b>高齢者相談</b> (介護や福祉、生活全般、虐待)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/栃木中央地域包括支援センター ☎(21)2245・2246
<b>もの忘れ相談</b> (認知症の専門員による相談)	11月8日(金) 10時～11時30分	本庁舎1階市民スペース/栃木中央地域包括支援センター ☎(21)2171・2246



### 子どもの「人間関係」づくりのために

全国の若者の約70%が、勤務先での「人間関係」に不安をいっているそうです(『子供・若者の意識に関する調査』内閣府 平成29年)。

「不安」は将来起こるであろう(起こるとは限りませんが)トラブルを避けようとする大切な感情ですが、不安なく生活できるに越したことはありません。また、人の一生は「人間関係」の連続であり、それを避けて通ることもできません。

子どもの「人間関係」は親子関係に始まり、親戚、兄弟姉妹、友人…と広がっていきます。親にありのままの自分を肯定的に受け入れられた子どもは親を信頼し、その後の人間関係も信頼を土台にして築こうとする意欲をもつといわれています。

私たち大人は、様々な場面で子どもたちへ共感的に関わることで信頼関係を築いていく必要があります。その信頼関係の中で、子どもたちが小さいうちから『自分の表し方』『相手の受け止め方』『感情や行動のコントロールの仕方』などを教え、自分から自他共に成長し続ける「人間関係」を築く力を身につけさせたいものです。生涯学習課 ☎(21) 2490



### お試しのつもりが定期購入に!

「動画サイトやSNSの利用中に表示された広告から、インターネットショッピングを利用し、化粧品や健康食品等を購入してトラブルになった」という相談が多く寄せられています。

**事例1** 動画サイトを見ていたら「まつ毛が増える美容液」という広告が表示された。気になってクリックすると「お試し価格500円」と大きく表示されていたため、説明を読まずに注文した。注文完了メールが届き確認したら4回の購入が条件だった。「2回目からは3,980円。4回目の商品到着後、次の配送の10日前までに連絡をいただかない場合、次回分が発送されます。」と書かれていた。商品は1回分しか必要ないので解約したいが、販売業者に電話がつかない。

**事例2** SNS利用中に表示された「初回実質0円(送料のみ)」という広告から、ダイエット飲料を「お試し」のつもりで購入した。効果がないので解約したいが「4回の購入が条件」と断られた。定期購入であることの表示には気づかなかった。

このようなトラブルを防ぐには、商品を注文する前に、広告ページや申し込みの最終確認画面等で定期購入が条件になっていないか、条件になっている場合は、その期間や支払うことになる総額等、契約内容を確認するようにしましょう。契約について書かれている画面の写真を撮っておくのも有効です。「安い」「今だけ」「お試し」などのお得な部分だけに惑わされないようにしましょう。

消費生活センター(入舟庁舎内) ☎(23) 8899 / FAX(23) 8820